

障害福祉サービス 短期入所 利用料金

(令和6年6月1日変更)

1、介護給付費対象サービスの料金

お支払いいただく負担金は、原則として次の利用料の1割の額です。ただし、利用者の収入等に
応じて決定された上限額を超えてご負担いただくことはありません。

(1) 基本料金

給付費名称	障害支援 区分	利用料 (1日につき)	利用者負担金
福祉型短期入所サービス費 (I) (短期入所のみ利用の場合)	区分1・2	5,090円	509円
	区分3	5,830円	583円
	区分4	6,480円	648円
	区分5	7,840円	784円
	区分6	9,230円	923円
福祉型短期入所サービス費 (II) (短期入所利用日に、他の日中活動サービスを利用 する場合)	区分1・2	1,730円	173円
	区分3	2,400円	240円
	区分4	3,180円	318円
	区分5	5,270円	527円
	区分6	6,020円	602円
福祉型短期入所サービス費 (III) 障害児 (短期入所のみを利用する場合)	区分1	5,090円	509円
	区分2	6,150円	615円
	区分3	7,840円	784円
福祉型短期入所サービス費 (IV) 障害児 (短期入所利用日に、他の日中活動サービス を利用する場合)	区分1	1,730円	173円
	区分2	2,790円	279円
	区分3	5,270円	527円

(2) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記基本料金に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	利用者負担金
短期利用加算	利用開始から30日以内の期間について算定 する(1日につき) ※1年間通算して30日を限度とする	300円	30円
食事提供 体制加算	低所得者(生活保護世帯、市民税非課税世 帯、市民税所得割16万円未満の世帯の方) に対して以下の要件を満たした上で食事を提 供した場合(1日につき) ・管理栄養士又は栄養士が献立を確認してい ること ・利用者ごとに摂食量を記録していること ・利用者ごとに体重又はBMIをおおむね6 月に1回記録していること	480円	48円

重度障害者支援加算 (I)	区分6で強度行動障害を有する者を受け入れた場合(1日につき)	5,000円	500円
	実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合更に右記を加算する(1日につき)	1,000円	100円
重度障害者支援加算 (II)	区分4以上で強度行動障害を有する者を受け入れた場合(1日につき)	3,000円	300円
	実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合更に右記を加算する(1日につき)	700円	70円
栄養士配置加算(I)	常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の状況を把握し、適切な食事管理を行っている場合(1日につき)	220円	22円
栄養士配置加算(II)	管理栄養士又は栄養士を1名以上配置し、利用者の状況を把握し、適切な食事管理を行った場合(1日につき)	120円	12円
利用者負担上限額 管理加算	障害福祉サービスを複数利用し利用者負担額の上限額を管理した場合(1月につき)	1,500円	150円
緊急短期入所受入 加算(I)	居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、短期入所を緊急に行った場合(1日につき) ※緊急利用の開始日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情により、7日以内に適切な方策が立てられない場合には、その状況を記録した上で14日)を限度とする。	2,700円	270円
定員超過特例加算	緊急利用者を受け入れ、かつ、運営規程に定める利用定員を上回る利用者に短期入所を行った場合(利用者全員に対して1日につき) ※10日を限度とする ※その間は定員超過利用減算を適用しない	500円	50円
送迎加算	居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合(片道につき) ※同一敷地内の他の事業所等との間の送迎については、所定単位数の70%を算定する	1,860円	186円
地域生活支援拠点等に 係る加算	地域生活支援拠点等で、関係機関との連携調整に従事する者を配置した短期入所事業所において、短期入所を行った場合(利用を開始した日に加算)	1,000円	100円

福祉・介護職員等 処遇改善加算 (I)	厚生労働省が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た場合(1月につき)	所定単位 (基本料金、 加算・減算料 金含む) ×15.9%	左記額の1割
---------------------------	---	--	--------

※上記の基本料金、加算料金は、厚生労働大臣及びこども家庭庁長官が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、基本料金、加算料金も自動的に改訂されます。その場合、事前に新しい基本料金、加算料金を書面でお知らせします。

(3) 減算 以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
身体拘束廃止未実施 減算	次の基準を満たしていない場合 ・身体拘束に係る記録をしていない場合 ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催や、会議の結果を従業員に周知していない場合 ・身体拘束等の適正化の指針を整備していない場合 ・身体拘束等の適正化のための研修を実施していない場合	上記基本利用料の1%を減算
虐待防止措置 未実施減算	次の基準を満たしていない場合 ・虐待防止委員会の定期開催と結果の周知 ・従業員の対しての定期的な研修実施 ・担当者の設置	上記基本利用料の1%を減算
情報公表未報告減算	情報公表を行っていない場合	上記基本利用料の5%を減算
業務継続計画 未策定減算	令和7年4月1日以降に次の基準を満たしていない場合 ・業務継続計画の策定 ・研修、訓練の実施 ・定期的な計画の見直し	上記基本利用料の1%を減算

(4) 利用者負担の軽減について

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「利用者負担金」は、所得(世帯の収入状況)に応じて下表のとおり月額上限額が設定されており、利用されたサービス量にかかわらず、障害福祉サービス受給者証に記載されている負担額を超えない額となります。

収入等の段階区分	利用者負担上限額
生活保護に属する方	0円
市民税非課税世帯に属する方	0円
市民税所得割16万未満の世帯に属する方	9,300円
市民税所得割16万未満以上の世帯に属する方	37,200円

2、介護給付費対象外サービスの料金

以下については、料金（実費）をいただきます。

(1) 提供した食事の費用

	朝食	昼食	夕食
生活保護、低所得等の方	300円	420円	370円
市町村民税課税世帯の方	300円	720円	550円

(2) 水道光熱費

1日につき	420円
-------	------

(3) その他

上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品等）について、費用の実費をいただきます。